

調査活動に関する決議

1. ミナミマグロ保存委員会外部科学者による、科学的漁獲コンポーネントを含むミナミマグロ科学調査プログラムの開発（2000年11月16日－18日特別会合において採択された）
2. CCSBTの枠組み内における調査割当量（RMA）（2000年11月16日－18日特別会合において採択された）

ミナマグロ保存委員会外部科学者による、科学的漁獲コンポーネントを含むミナマグロ科学調査プログラムの開発

序論

委員会の締約国は、外部科学者諮問パネルが、ミナマグロ科学調査プログラム（SRP）を立案することに合意した。SRPは、全ての将来の資源評価を実施するため、改善されたデータ及び情報を提示することによって、資源評価を改善し、また管理戦略／手続きを開発するためにCCSBTに導入された近年のイニシアティブを補足するものである。第1段階で、SRPは、プログラムの効果が、将来の調査要件を考慮して検討された以降、2年間（2001－2002年）実施される。

科学調査プログラムの結果は、条約に概説されているように、委員会の目的であるミナマグロの保存及び最適利用を達成するため、また、2020年までに1980年レベルの親魚バイオマスを回復するという現在の合意された管理目的に適うように、委員会の能力を改善し、将来のTACを設定することを期待されている。科学的漁獲調査（SFC）を構成要素とするSRPの全体的な目的は、委員会によって行われた資源評価における不確実性のレベルを減少するため、統計学的に重要なデータを示すこと、及び更なる調査の方向性を特定することである。

SRPは、各年、1500トンまでの漁獲コンポーネントを含めることができる。SRPに利用される年間漁獲量は、国別漁獲量とは別の漁獲量となり、また、委員会によって管理される。3締約国は、検討し、また、時宜を得た方法で、調査活動を資金繰りする公平な手段を考案しなければならない。

SRPの立案において、可能性のある改善点を、資源評価の3つの基本的な入力構成要素のどこに見出すか検討すべきである。

1. 基本的漁業データ（例えば、サイズ及び年齢分布）
2. ミナマグロの生物学的パラメータ（例えば、自然死亡率、成熟年齢、成長率、体長／体重関係、資源構造、空間力学）、及び
3. 資源豊度の絶対的及び／又は相対的な測定（例えば、CPUE、漁業独立調査、標識放流試験）

この提案は、外部科学者が、各国の科学者、行政官及び業界との協議の後に、SRPを開発するためのものである。参加している外部科学者は、2000年11月に委員会の各国科学者と伴に会議に参加することを求められ、SRPを議論し、また、プログラムの科学的な構成要素と同様に、全体的なプログラムのデザイン、内容及び可能性のある目的に関連する情報を聴取する。

外部科学者は、協力的な作業手順を開発し、また、適当であれば、締約国間における周知及び科学委員会での討議のために、2001年2月中旬に、事務局に草案を提出する前の12月か又は1月に、彼らの都合において、別の会合を召集することを奨励される。外部科学者は、SRPの開発において、各国の科学者及び他の外部科学者を含む他の科学者から、情報を求めることができる。事務局は、締約国間の他の情報源から外部科学者に提示された全てのコメントを回章する。外部科学者は、仮に彼らから要求があれば、個人的に追加的な情報を提出することができる。

付託事項

提案されたSRPに関する報告書は、適切な検討に付されなければならない、しかも、以下のものに限定されない。

- ・SRPが取り扱う委員会の資源評価における主要な不確実性の確認、及び選択の基礎。
- ・個々の調査サブプログラム、及びそれらが取り扱う不確実性の確認及び評価。
- ・SRPの各構成要素のための必要条件の報告。
- ・最初の年で得られる結果に基づく改訂手続き。
- ・2年間の終わりにおけるSRPの評価基準及びプロセス。

SRPの個々の調査プロジェクトは、以下のような適切な検討に付されなければならない、しかも、それに限定されない。

- ・調査／試験計画
- ・サンプル規模の必要条件を含む収集されるデータ
- ・データを分析するために提案された方法、及び、適切な場合には、期待される精度のレベル（すなわち、CVs）
- ・その結果がどの様に資源評価に統合され、また、それらがどの様にそのプロセスに貢献するか。
- ・資源及び実行の必要条件（海域、期間、データ収集手続き、船団展開条件等）
- ・適切であれば、必要な漁獲量及び漁獲尾数の見積もり（例えば、漁獲及び／又は標識放流）
- ・オブザーバーの捕捉レベルを含む証明手続き
- ・現場調査及びデータ収集構成要素を実施するために求められる人材
- ・結果の分析及びピアレビューのための手続き（例えば、作業部会）

外部科学者、各国の科学者、行政官及び業界は、各年／期間の終わりに会合を持ち、進捗状況をレビューし、また必要と思われる変更点を実施する勧告に関する報告書を委員会に提出する。

報告

外部科学者は、締約国間で早急な周知のため、また2001年3月に開催される科学委員会での議論のため、2001年2月中旬までに、CCSBT事務局に、彼らの報告書の草案を提出する。

科学委員会へ提出する外部科学者の報告において、外部科学者は、全会一致で合意された報告を科学委員会に提示することに努力する。

決定手続き

外部科学者の報告が、科学委員会で議論される場合、その報告書の委員会への提出に関連する、以下の意思決定手続きが適用される。

- (a) 仮に、外部科学者が、科学委員会に全会一致の報告書を提示するか、又は4対1の多数決で採択され報告書を提示する場合、

(i) 科学委員会のメンバー、外部科学者は、その報告が科学委員会の報告書として委員会に送られるように、討議の後、その報告書又は修正報告書において合意に達するようにしなければならない。

(ii) 仮に、科学委員会のメンバー及び外部科学者間で合意が得られない場合、その時は、外部科学者の全会一致の報告書又は多数決の報告書が、おそらく異議の選択肢を添付した科学委員会の報告書として、委員会に提出される。

(b) 仮に、外部科学者が (a) の状況以外の報告書を提示した場合、

(i) 科学委員会のメンバー及び外部科学者は、科学委員会の報告書として委員会に送るように、報告書において合意に達するようにしなければならない。

(ii) 仮に、科学委員会で合意に達しない場合、その時は、IATTC 及び ICCAT の科学委員会に、外部科学者に与えられた付託事項に従って、SRP 報告書の最終的な内容を検査し、決定することを依頼する。SRP の作業を実行する科学委員会のメンバーである C C S B T 締約国の国民は、その作業に参加すべきでない。その後、その関連する科学委員会の報告書は、みなみまぐろ保存委員会の科学委員会の報告書として委員会に提示される。

以上の手続きに従って提示された科学委員会の報告は、SRP に関する最終的な決定のため、委員会での討議に付される。仮に、委員会が、合意に達しない場合、科学委員会から提示された報告書が、委員会の決定になる。

CCSBT の枠組み内における調査死亡割当量 (RMA)

締約国が、その保存及び最適利用のために、ミナミマグロ (SBT) の生物学的見識、資源状況及び生態学的な見識を改善することは必要不可欠である。そのような情報の収集を促進するために、「調査死亡割当量 (RMA)」を創設することが適切である。

RMA を利用することができる科学調査活動の指針は以下のとおりである。

1. 以下のように、「商業的な操業」を含まない調査活動
 - (1) 科学調査船 (例えば、照洋丸) による幼生及び若齢魚の採取
 - (2) ケージ又は音波探知での TS 測定のような調査によって捕獲された魚
2. 以下のような、ミナミマグロを漁獲することを目的としない調査活動での偶発的な死亡
 - (1) 標識放流調査 (標識活動の間に死亡した魚)
 - (2) 音響調査を実施中に、種の確認のために捕獲された魚
3. 限られた調査スケールによるフィージビリティ調査研究
フルスケールの計画を立案する基礎を作るための研究

RMAの総合計は、毎年10トンを超えてはならず、また、合意されたCCSBT科学調査計画の一部を成すものである。

RMAを利用する締約国は、調査活動実施前の検討に付するため、その目的及び予想される調査死亡量のレベルを、委員会を通じて全ての締約国に提示する。

締約国は、調査活動の結果、捕獲された正確な魚の数及びサイズに関する報告を科学委員会に提示する。